行政サービス実施コスト計算書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	9,236,578,195		
一般管理費	3,503,637,375		
財務費用	5,630,911	12,745,846,481	
(2)　（控除）自己収入等			
事業収入	△ 1,785,709,812		
事業外収入			
基金運用益	△ 6,402,220		
受託収入	△ 87,158,520		
寄附金収益	△ 94,804,458		
資産見返寄附金戻入	△ 3,496,322		
財務収益	△ 2,386		
雑益	△ 129,894,719	△ 2,107,468,437	
業務費用合計			10,638,378,044
Ⅱ　損益外減価償却相当額			2,758,694,083
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			924,103
Ⅳ　引当外賞与見積額			△ 4,735,971
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			△ 28,617,118
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用		107,984,309	
政府出資等の機会費用		0	107,984,309
Ⅶ　行政サービス実施コスト			13,472,627,450

注記

１．国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の算定方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

２．政府出資等の機会費用の計算方法
「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて」（平成28年４月１日付総務省行政管理局事務連絡）に基づき、利率を0.000％として計算しております。

３．国又は地方公共団体等からの出向職員に係る引当外退職給付増加見積額　62,706,399円

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第８号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年10月27日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

１　氏名及び住所
氏名　小林　とよ
住所　東葛飾郡田中村大室290番地

２　通知の内容
文書番号　柏北部東発指定146使開－１
平成28年9月30日
仮換地
街区番号　144街区　画地番号　５画地
地積　136.05㎡
街区番号　144街区　画地番号　７画地
地積　58.59㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成28年11月16日

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第９号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年10月27日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

１　氏名及び住所
氏名　小林　茂平次
住所　柏市大室290番地

２　通知の内容
文書番号　柏北部東発指定146使開－２
平成28年9月30日
仮換地
街区番号　143街区　画地番号　12画地
地積　241.51㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成28年11月16日

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上